

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月12日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第14号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（防疫等作業手当）</p> <p>第6条 条例第7条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、<u>口蹄疫</u>、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第2項に規定する人事委員会規則で定める場合は、同条第1項第1号に掲げる作業のうち牛のと殺の作業に従事した場合とする。</p> <p>4 略</p>	<p>（防疫等作業手当）</p> <p>第6条 条例第7条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、<u>口蹄疫</u>、<u>豚コレラ</u>、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第2項に規定する人事委員会規則で定める場合は、同条第1項第1号に掲げる作業のうち、<u>口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚コレラのまん延を防止するために行う豚のと殺の作業に従事した場合とする。</u></p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の規定は、平成30年12月25日から適用する。